

別紙1

制度のご案内

対象者	以下の（１）および（２）を満たす方 （１）指定難病に罹患している方 ※対象疾患は医療費助成対象疾病（指定難病）一覧参照 （２）下記のいずれかに該当する方 ①重症度分類（病状の程度）が一定程度以上 ②軽症者特例に該当 ※なお、指定難病でないスモン、重症急性膵炎、劇症肝炎の既認定者については、現行制度で運用しますが、平成２７年１月以降、重症急性膵炎と劇症肝炎の新規申請はできません。
受給者証	「特定医療費（指定難病）受給者証」 新規認定者 → 水色 生活保護受給者 → オレンジ色 ※なお、指定難病でないスモンの認定者、重症急性膵炎と劇症肝炎の既認定者については、桃色の特定疾患医療受給者証を発行します。
自己負担上限額	受診者と同一の医療保険に加入している世帯全員の市町村民税の課税額で決定 （例１）加入保険が国民健康保険、国保組合、後期高齢の場合 同一の医療保険に加入している世帯全員の市町村民税額の課税額で自己負担額を決定。 （例２）加入保険が被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）の場合 被保険者の市町村民税額の課税額で自己負担額を決定。
自己負担額０円の者	- 生活保護受給者 - 指定難病でないスモンの認定者、重症急性膵炎、劇症肝炎の既認定者 ※平成２７年１月以降、重症急性膵炎と劇症肝炎は新規申請はできません。
家族に複数患者がいる場合	医療保険上の同一世帯に複数患者（小児慢性特定疾病を含む）がいる場合、その人数で負担上限額を按分
自己負担額の設定と支払先	外来・入院の区別を設定せず、受診した複数の医療機関等の自己負担額（※）を、その月の上限額に達するまで合算。 ※薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。 （その月内に支払った自己負担額の記録は自己負担上限額管理票に記入していきます。）
入院時の食費	原則自己負担（生活保護受給者除く）
医療機関への受診	受給者は、都道府県が指定する指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）を受診し、公費負担医療を受ける。 大分県が指定した指定医療機関は、大分県以外の受給者証所持者にも公費負担医療を実施できます。

※助成対象となる医療は、受給者証記載の疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られます。

① 特定医療費(指定難病)受給者の受給者証

②生活保護受給者の受給者証

③スモン、重症急性膵炎、劇症肝炎の受給者証

受給者証の色	大分県は、桃色							
公費負担者番号	5	1	4	4	6	0	1	1
受給者番号	上2桁が疾病番号である7桁の番号							
負担額	自己負担額なし							